

収入保険の事業規程の変更について

○変更する旨

(1) 収入保険と野菜価格安定対策事業の同時利用の特例について、現行の1年間の同時利用では収入保険の保険金の受け取り時には保険期間が切れている場合もあり、収入保険のメリットを感じづらいという事情が考えられることから、特例を利用できる期間を延長（現行1年間から2年間に延長）いたします。

なお、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に保険期間が開始する保険関係において、初めて収入保険に加入する者で野菜価格安定対策事業を同時利用する者についても、同時利用の期間は2年間といたします。

(2) 収入保険と野菜価格安定対策事業を同時利用する場合、現行では保険金の支払額の算定に用いる保険期間中の農業収入金額には、野菜価格安定対策事業から受け取った交付金の全額を加算することとしております。

しかしながら、野菜価格安定対策事業で支払われる交付金の額の一部には、農業者が自己負担で積み立てた金額も含まれており、この金額は収入とは言えないため、この金額を農業収入金額から除外することといたします。

(3) (1) 及び (2) に伴い、必要な規程の整備を行います。

○変更点

変 更 後	現 行
全国農業共済組合連合会事業規程	全国農業共済組合連合会事業規程
第2章 農業経営収入保険事業	第2章 農業経営収入保険事業
第1節 通則	第1節 通則
(保険資格者)	(保険資格者)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。 ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。また、収入保険の加入申請をしたことがない者（加入申請の承諾を受けたことがない者を含みます。）が加入申請を行う場合に成立する保険	(4) 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。 ただし、①のウの(ア)に掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とする①のウに掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。また、収入保険の加入申請をしたことがない者（加入申請の承諾を受けたことがない者を含みます。）については、令和3年1月1日以後に

<p>関係（以下「初年の保険関係」といいます。）の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申請を行う場合に成立する保険関係（初年の保険関係の保険期間において②に掲げる事業を利用した場合に限ります。）の保険期間については、当分の間、②に掲げる事業を利用することができるものとします（以下「野菜価格安定対策事業の同時利用の特例」といいます。）。</p> <p>①（略）</p> <p>② 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）（以下「野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）」といいます。）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険金及び特約補填金の支払額）</p> <p>第 19 条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、次の式によって算定される保険金を支払います。</p>	<p>保険期間が開始する保険関係から、当分の間、最初の 1 年間に限り、②に掲げる事業を利用することができるものとします（以下「野菜価格安定対策事業の同時利用の特例」といいます。）。</p> <p>①（略）</p> <p>② 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）（以下「野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）」といいます。）</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険金及び特約補填金の支払額）</p> <p>第 19 条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、次の式によって算定される保険金を支払います。</p>
$\text{保険金} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{保険方式の支払率}$ <p>※ 1（略）</p> <p>※ 2 保険期間中の農業収入金額には、第 9 条に規定する農業収入金額のほか、次に掲げる場合には、次に掲げる金額を対象農産物等に係る販売金額に含めます。</p> <p>①（略）</p> <p>② 野菜価格安定対策事業の同時利用の特例の適用を受け、野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の交付金を受け取った場合におけるその金額（<u>農業者が自ら積み立てた金額として交付された金額は除きます。</u>）</p>	$\text{保険金} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{保険方式の支払率}$ <p>※ 1（略）</p> <p>※ 2 保険期間中の農業収入金額には、第 9 条に規定する農業収入金額のほか、次に掲げる場合には、次に掲げる金額を対象農産物等に係る販売金額に含めます。</p> <p>①（略）</p> <p>② 野菜価格安定対策事業の同時利用の特例の適用を受け、野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）の交付金を受け取った場合におけるその金額</p>
<p>2・3（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 12 日農林水産省指令 29 経営第 3332 号）</p>	<p>2・3（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 3 月 12 日農林水産省指令 29 経営第 3332 号）</p>

<p>1. (略)</p> <p>2. <u>令和3年1月1日から令和3年12月31日まで</u> <u>の間に保険期間が開始する保険関係(当該保険関</u> <u>係の保険期間において第4条第1項第4号ただ</u> <u>し書②に掲げる事業を利用した場合に限る。)</u>は、 <u>同号ただし書の初年の保険関係とみなす。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>3. (略)</p> <p>4. <u>令和3年1月1日から令和3年12月31日まで</u> <u>の間に保険期間が開始する保険関係(当該保険関</u> <u>係の保険期間において第4条第1項第4号ただ</u> <u>し書②に掲げる事業を利用した場合に限る。)</u>に <u>引き続いて加入申請を行う場合の第21条第1</u> <u>項の規定の適用については、同項中「前々月の末</u> <u>日」とあるのは、「前月の末日」とする。</u></p>	<p>2. (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>5. (略)</p>	<p>3. (略)</p>

○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和4年1月1日以後に保険期間が開始する保険契約から適用する。ただし、変更後の第19条第1項の規定は、令和3年1月1日以後に保険期間が開始する保険契約から適用する。